

改正案

現行

<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及び八からトまで、第二号、第三号ロ⁽¹⁾、第四号、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 報酬等（報酬、賞その他の職務執行の対価として銀行から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（<u>第十一条に規定する賃金をいう。</u>）に関する事項であつて、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの）</p> <p>七 事業年度の末日（中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日）において、当該銀行が将来にわたつて事業活動を継続することの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第五号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並</p>	<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及び八からトまで、第二号、第三号ロ⁽¹⁾、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>六 事業年度の末日（中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日）において、当該銀行が将来にわたつて事業活動を継続することの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第四号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並</p>
---	---

びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2～5 (略)

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間説明書類にあつては、第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。)とする。

一～三 (略)

四 報酬等(報酬、賞與其他の職務執行の対価として銀行若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。)に関する事項であつて、銀行及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

五 (略)

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間説明書類にあつては、第一号イ、二及びホ、第二号、第四号並びに第五号に掲げる事項を除く。)とする。

一～四 (略)

五 報酬等(報酬、賞與其他の職務執行の対価として銀行持株会

びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2～5 (略)

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間説明書類にあつては、第一号及び第三号に掲げる事項を除く。)とする。

一～三 (略)

(新設)

四 (略)

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間説明書類にあつては、第一号イ、二及びホ、第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。)とする。

一～四 (略)

(新設)

社若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法
第十一条に規定する賃金をいう。) に関する事項であつて、銀行
持株会社及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な
影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

六
2
4
(略)

五
2
4
(略)